

# 国費外国人留学生の海外研修における支援方法について

報告資料 1

平成30年7月17日

国際共同大学院プログラム部門教務委員会

- 国費外国人留学生は、毎月の在籍確認ができない場合、奨学金は支給されない。
- 国費以外の「奨学金」は受給できない。（「国際学位取得支援制度」の海外渡航中奨学金を利用することはできない。）

## ■ 国費外国人留学生の海外渡航中の支援方法

### 1. 代理押印の手続きを行う

- 渡航1ヶ月前までに留学生課から文科省へ申請する必要があるため、希望がある場合は、できるだけ早めに留学生課国際教育係へ相談する。  
※ただし、許可が下りない可能性があるため、代替策を考えておく必要がある。（特に長期の場合）

### 2. 代理押印の手続きを行わない／申請が通らなかった場合

#### (1) 海外研修期間を2ヶ月程度で区切り、複数回渡航する。

例) D1の9/1渡航→10/31帰国, 2/1渡航→3/31帰国 D2の5/1渡航→6/31帰国

#### (2) 海外研修が長期に渡る場合は、指導教員への報告を兼ねて2ヶ月に1回程度帰国し、窓口で在籍確認のサインをする。

例) 9/1 サイン・渡航→帰国・10/31サイン・11/1サイン・渡航 →・・・  
(9月分) (10月分) (11月分)

- サインができず国費奨学金が不支給となる月が発生する場合は、海外渡航前後のRA給与を増やすことで、その分をカバーすることも可能。  
※都度の渡航旅費は、プログラムの判断で支給する。（国際学位取得支援制度による各プログラムへの旅費支援上限は250万円／年（ポイント外））

#### (3) 海外渡航の前後にRAの勤務を増やし、奨学金に代える。

- 国費外国人留学生がRA給与を受給することについては、特に制限はない。
- 海外研修により国費給与が不支給になる場合も、文科省等への届け出は特に必要ない。  
※ただし、海外滞在期間が長期に渡る場合は現実的ではない。  
※RA給与の総額は、日本学術振興会特別研究員(DC)に対し支給される研究奨励金の額(200,000円)を上回ることはないよう配慮するものとする。